

保険期間に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	傷害保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社は、この特約が付帯された保険契約について、普通保険約款第8条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険始期日の0時（注1）に始まり、保険証券記載の保険終期日（注2）の24時に終了するものとします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（注1）保険証券の保険始期日に0時以降の時刻が記載されている場合には、当該時刻から保険責任が開始するものとします。

（注2）保険始期日の1年後の応当日の前日を限度とします。

第3条（保険料の返還—取消しの場合）

普通保険約款第15条（保険契約の取消し）(2)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料の全額を返還します。

第4条（保険料の返還—解除の場合）

普通保険約款第22条（保険料の返還—解除の場合）の規定にかかわらず、普通保険約款第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第5条（準拠規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。